

第3編 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて

《財政の現状》

多摩市は、多摩ニュータウン開発を契機として急速に発展を遂げ、人口や財政規模が右肩上がりでも拡大してきました。また、東京都や住宅公団などの施行者^{※1}とともに、住宅都市としての機能にとどまらない、文化、商業、業務などの諸機能を備えた都市の建設を進めて行く中で、まちづくりを推進する税財源の確保ができたことにも支えられ、多様で水準の高い行政サービスの提供を進めてくることができました。

財政状況については、昭和62(1987)年度から連続して、財政力が強いとされる不交付団体^{※2}に位置づけられるとともに、外部委託の積極的な活用など6次に渡る行財政改革に継続して取り組むことで、財政の健全性を維持してきました。

しかし、多摩ニュータウン事業が収束した現在では、開発から維持の時代となり、引き続き景気低迷や雇用情勢、高齢化の進行による影響などから、歳入面の厳しさが急速に進行しています。また、これまで積み上げてきたハイレベルな行政サービスの蓄積が、経常経費として固定化していることに加え、社会経済状況を反映して生活保護費などの社会保障経費が急増していることなどから、現実の財政運営は極めて厳しくなっています。

さらに、多摩ニュータウン開発の進捗にあわせて集中的に整備してきた都市基盤と公共施設の老朽化や、いわゆる団塊世代が特に多い人口構成の特徴から急速に進行している高齢化への対応が重要な課題となっています。

加えて、普通交付税の不交付団体とされることで、地方交付税制度の大きな役割である財源不足に対する補てん機能や国の制度改正等にかかる地方負担分の財源措置の機能が働かないこと、一部の国庫補助金の補助率が引き下げられる状況もあります。国の財政制度の問題となりますが、税収の伸びが見込めず財政力自体も低下傾向にある多摩市にとっては、不交付団体であるがゆえに財政状況が一層厳しくなっている面があります。

※1 施行者：東京都、日本住宅公団（現：都市再生機構（UR））、東京都住宅供給公社

※2 不交付団体：普通交付税が交付されない団体で不交付団体といわれるもの。国が定める標準的な行政サービスを賄うのに必要な額を超える収入があると算定される場合には普通交付税が交付されないことから、一般に不交付団体を指して財政力の強い団体とされる。人口や道路延長などの様々な数値を元に毎年度算定が行われる。平成22(2010)年度は、全国の地方自治体1,774団体のうち約4%、71団体のみが該当

《行政サービスの転換と改革の取組み》

多摩市の今後を見通すと、現在の経済状況や高齢化の進行の中では、生活保護などのセーフティネットや高齢化への対応など、市民の暮らしを守る分野の需要がますます高まっていくものと考えています。また、グローバル社会^{※3}が進展するなか、時代とともに変化する様々な問題、新たな問題への取組みも重要な課題です。

これまでの行政サービスは、豊かな税収を背景として、住民福祉増進の視点から幅広い分野で様々な施策やサービスを展開してきましたが、歳入の伸びが見込みがたい今後の財政見通しの中では、これまでと同様のあり方を継続していくことは極めて困難な状況にあります。特に、現在の収支見直しからは、今後数年間にわたる大幅な財源不足が予想されており、市民の暮らしを守り、新たな行政需要に対応するためには、多摩市の行政サービス全般について再度しっかり見直しを図り、行政の持つ税財源や人的資源などを真に必要なところへ重点的に振り向けていくことが喫緊の課題となっています。

また、このような財政的な背景がある中、引き続き住みよいまちを維持していくには、「持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方（P.4）」に示したとおり、行政が中心となって担うサービスから「自助」「共助」「公助」の役割分担によるサービスへの転換をしていくことが、非常に重要なこととなります。

これらを踏まえ、第五次多摩市総合計画の6つの「目指すまちの姿」を実現していくために、これまでの行政サービスのあり方、行政の守備範囲を再度確実に捉え直しながら、市民の皆さんと行政が協働し、確かなつながりの中で、より成果が発揮される政策へ再編していくことを計画の実現に向けた方向性の柱に据えます。

また、多摩市では、PDCA（プラン・ドゥー・チェック・アクション）の評価サイクルに則した行財政運営を進めてきています。限られた財源の中、様々なまちづくりの主体が互いに連携・協力し、最も効率的で効果的なサービス提供システムを構築していく考えのもと、市民目線でわかりやすい成果を目指した政策展開を進めるため、予算と連動する評価のしくみをさらに改善し推進していきます。

※3 グローバル社会：国家や地域の境界を超えて地球規模で様々な活動が行われる社会

《東日本大震災を経て》

平成 23（2011）年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方から関東地方に至る広範な地域に地震と津波による甚大な被害をもたらし、福島第一原子力発電所の大規模な原子力事故を引き起こしました。

今回の震災は、わが国の経済や国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、エネルギー政策に対する関心は世界各国に広がっています。

多摩市においても、当面の大きな課題として被災地の復興支援と震災に起因する電力不足への対応を図るほか、今後の税財源への影響なども慎重に見極めながら、市政運営にあたる必要があります。

また、今回の震災の経験は、私たちの暮らしに対する意識に大きな変化をもたらしています。私たちは常に節電を意識した暮らし方になりました。また、被災地の復興に向けた思いとあわせて、私たち自身が一人ひとりのできることに、また、身近な地域での住民どうしのつながりに対する関心も急速に高まっています。

今後 30 年間のうちに 70%の確率でマグニチュード 7 クラスの首都直下型地震が発生することが予測される中、今回の大震災から学んだ様々な教訓を、本計画の全体を貫く大きな視点として位置づけていきます。

《取組みの方向性》

1 将来の世代に引き継ぐ持続可能な財政構造

これまでのまちづくりの中で培ってきた公共サービスを、私たちの世代だけでなく将来にわたって良好に維持していくためには、市政運営の基礎となる持続可能な財政構造^{※4}をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

現在の財政状況と今後の見通しを踏まえ、歳出の削減と歳入の確保を進めるとともに、多摩市に活力を呼び込む取組みを推進していきます。

◆こんな取組みを行います

- ・市の財政状況を明らかにするとともに、スピード感をもって改革に取り組み、将来の世代に安心して引き継げる持続可能な財政構造を築いていきます。
- ・行政サービスのあり方や水準、費用対効果を再検証しながら、より優先度の高い事務事業に財源を重点配分することとあわせ、経費の削減を進めます。また、業務の効率的な執行を一層推進するとともに、人件費総体の削減を進めます。
- ・使用料等については受益と負担のバランスをとった適正な金額に改定します。
- ・納税に対する啓発と納付しやすい環境づくりを進めることとあわせ、税負担の公平性を確保するため、徹底した未収金対策に取り組みます。
- ・多摩ニュータウン内の未利用地への企業誘致を進めるとともに、商業・業務機能等の集積に取り組みます。また、多摩ニュータウンの再生に向けた取り組みにより、良好な住環境の維持・向上を図ることとあわせて、観光資源を含む多摩市の魅力を広く発信し、新たな力を呼び込みます。

※4 持続可能な財政構造：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

2 経営と協働の視点に立った行財政運営

限られた資源で最大の効果を生むためには、経営と協働の視点に立った行財政運営を進めることが重要です。人・物・財源・情報など行政の持つ様々な資源をより効率的・効果的に活用するとともに、相乗効果を期して市内外にある様々な資源との連携や協働を進めていきます。

◆こんな取組みを行います

- ・多様化する問題に地域主権の視点から解決に取り組み、市民満足度の向上を図るため、行政側の担い手である職員の政策遂行能力の向上を図ります。また、より効率的な業務執行体制を目指し、職員定数の適正化、柔軟な組織体制の構築に引き続き取り組みます。
- ・市民一人ひとりの力とその力を集結した地域の力による「市民主体のまちづくり」を推進していきます。（P. 4～7 参照）
- ・行政としての責任と役割をしっかりと踏まえた上で、民間事業者やNPO団体等の力を積極的に活用し、優れたノウハウの発揮によるサービスの充実を進めます。
- ・大学や企業、市民・NPO 団体などの地域の資源との連携を深め、公の領域をともに担う認識のもとに協働を進めます。
- ・地域を超えた資源である近隣市との広域連携、国や都、都市再生機構などとの役割分担補完関係のなかで連携を進めます。
- ・行財政制度の見直し等について、国や関係機関へ積極的な働きかけを行います。
- ・地域経済の下支えや底上げに取り組むとともに、市が発注する工事などに携わる労働者の良好な労働条件を確保するため、「公契約条例」の制定に取り組みます。
- ・「公共サービス基本法」の基本理念の実現に向け、「公共サービス基本条例」の制定に取り組みます。

3 公共施設等のマネジメント

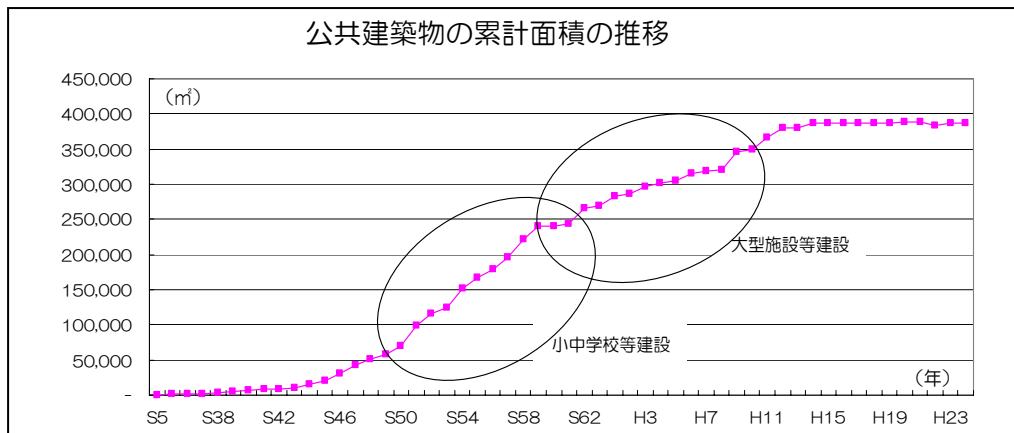
道路などの都市基盤や各公共施設は、市民の暮らしを支え、行政サービスの拠点となる大切な財産です。また、豊かな緑に囲まれたゆとりある住環境と優れた都市機能は多摩市の大きな魅力です。

しかし、時間の経過とともに、施設については求められる機能や役割に変化が生じ、老朽化も急速に進んできています。多摩市の都市基盤や各公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、維持管理や改修に要する経費が大きな財政負担となっています。

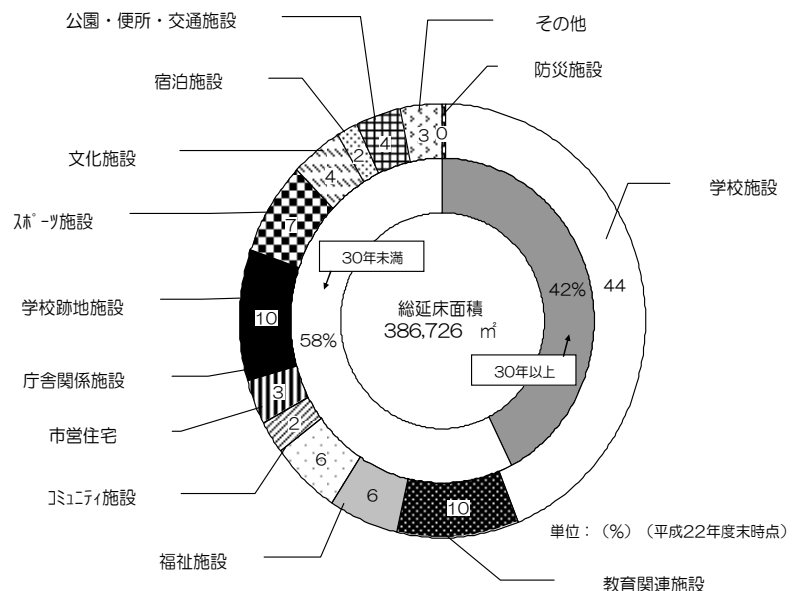
市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ち、安全性と利用者満足を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理を進めるとともに、多摩市の今後の財政状況も見据えた、身の丈にあった公共施設のあり方について見直しを進めていきます。

◆こんな取組みを行います

- ・道路、橋りょう等の都市基盤、小・中学校などの各公共施設について、中長期の保全計画を策定し、良好な維持管理と改修を計画的に進めます。また、公共施設の整備水準の見直しや改修基準の整備を進めます。
- ・行政需要の変化と今後の見通しを踏まえ、行政サービスのあり方なども検証の上、施設目的の転換や施設サービスの改編等を進めます。
- ・今後の公共施設のあり方について、これまでの成果を踏まえた検討を進めるとともに、施設総量の縮減に向けた具体的な行動計画の策定を行い、施設の再編に着手します。
- ・土地・建物等の様々な資産について、市民の財産を活かす視点から活用を推進します。
- ・市役所本庁舎の今後について、改めて防災の視点に立った検討を進めます。



公共建築物の内訳



《地方分権の動きと現状》

地方分権一括法の施行により、国と地方の関係が対等・平等な関係に大きく改められることとなった第一期（平成5～13年）、国庫補助負担制度と地方交付税制度の見直しとあわせて一部の税源移譲が行われた三位一体の改革（平成14～18年）を経て、現在は、第二期の地方分権改革に入っています。

平成18年12月に成立した「地方分権改革推進法」に基づき設置された「地方分権改革推進委員会」から、基礎自治体への権限委譲など、4次に渡る政府への勧告がなされました。その後、この勧告を実現に移す目的で、首相を議長とする「地域主権戦略会議」が設置され、平成21(2009)年12月には、「地方分権改革推進計画」の閣議決定、平成22年6月には、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取り組み方針として「地域主権戦略大綱」が閣議決定されています。

平成23年4月には、いわゆる「ひも付き補助金」の段階的廃止として、都道府県分の国庫補助金の一部に一括交付金が導入されたほか、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」が成立し、今後2年間のうちに市町村に移譲される権限などが提示されており、多摩市が直接担う役割も順次ひろがっていく見通しです。

地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくには、住民に身近な自治体が自主的に決定できる範囲が拡大していくことが重要であると同時に、事務の効率性や事務配分の変更に見合った税財源の移譲も大きな問題です。

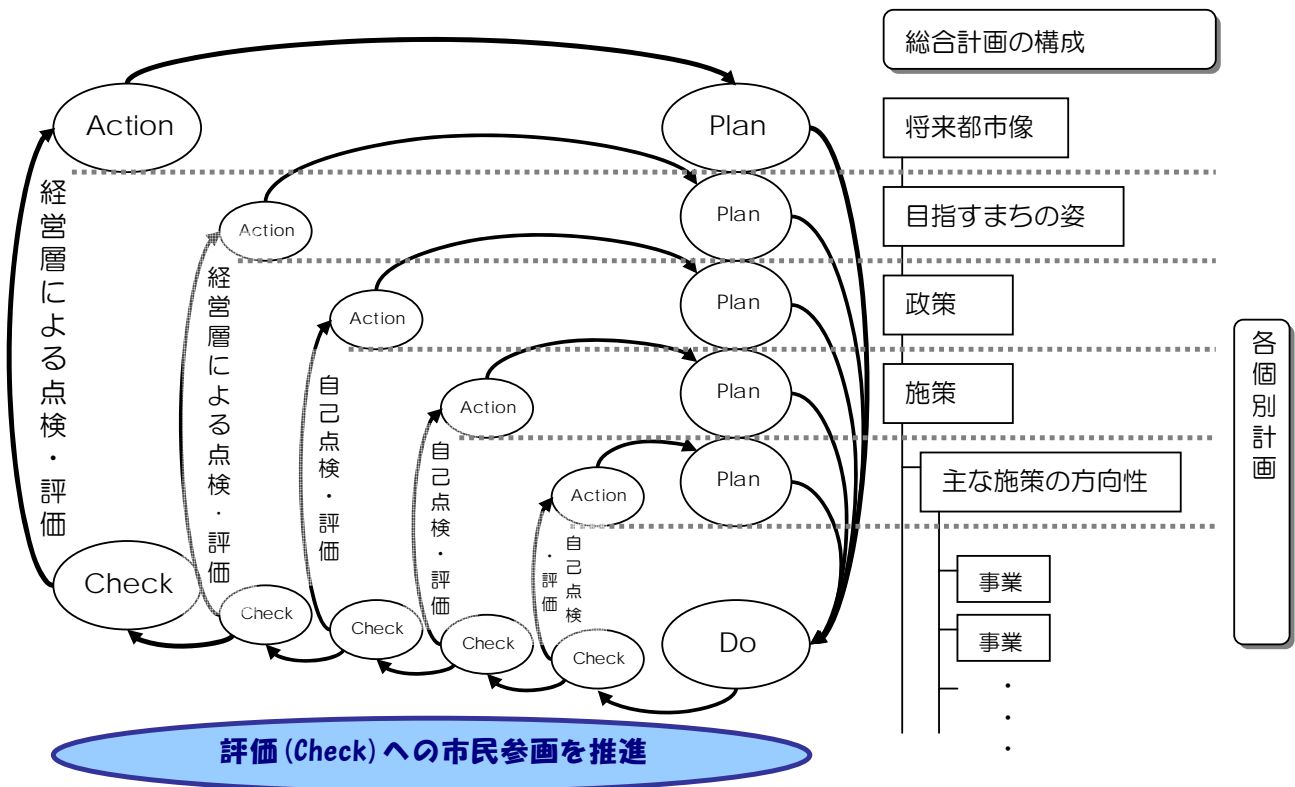
特に注意が必要なものとして財源措置があげられます。現在、不交付団体に位置づけられる中、普通交付税以外の別枠で財源が保証されない場合、新たな事務に必要な財源を自己財源の中でやりくりすることが必要となります。歳入が低迷する状況下にあって、分権に対応するために更なる市民サービス等の見直し等が求められる構図となります。

適切な税財源の移譲とセットとなった地方分権改革が推進されるよう、多摩市としても訴えていきます。

総合計画基本計画の構成と評価の仕組み

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価したうえで、本計画の目標達成に向けた取組みを推進していくものです。行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源(予算)の中で、より効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。評価にあたっては、各個別計画の取組みの成果をさらに大きな総合計画の評価につなげていきます。

また、行政評価への市民参画により、市政への市民意見の反映を行うとともに、市民との行政情報の共有化を図っていきます。



【トピックス】

経済成長期と現在の行政サービス・総合計画基本計画の機能や役割の違い

	これまで（経済成長期）	現在（経済低成長期、下降期）
前提	人口の増加、経済成長を裏づけとして変化はあるものの、税収は増加	人口の大幅な増減は無いものの、高齢化及び生産年齢人口の減少が進むとともに、景気動向の変化や制度改正が激しく、税収をはじめ歳入の見通しが難しい
機能	右肩上がりの税収を市民に再配分する機能が中心	増えない(減る)税収の中でやりくりする機能が中心
財政との関係	増える税収の再配分機能を果たすものとして、年次ごとのサービス量を積み上げた財政計画を作成（それを支えるだけの歳入が見込まれていた）	限られた税収の中で、サービス量を積み上げるのではなく、目標達成に向けた最善の方策を模索しながら、事業の見直し・削減や実施手法の転換などに取り組む（財政の大枠を予測し、限られた予算の中でヒト・モノ・カネを最大限効率的・効果的に活用する）
実施主体	実施主体は行政が中心	実施主体は行政に限らず多様な担い手による協働

財政の見通し

《今後4年間の財政見通し》

本計画では、平成23(2011)年度予算をベースに現行制度が続くという前提で今後4年間の財政の見通しを推計しました。

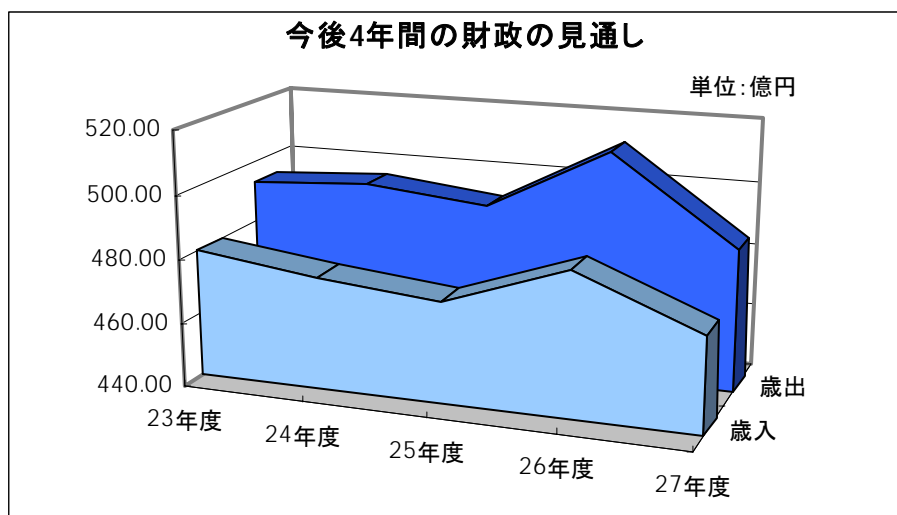
本計画を推進していくためには、施策とその裏づけとなる財源が対となって計画期間の10年間の財政の見通しを示していけることが理想ですが、変化の激しい社会経済状況にあっては、10年間の数値自体がそれほどの意味を持たないものになっています。また、現在の地方財政は、国における「地域主権戦略」の取組みによる基礎自治体への権限移譲や補助金等の一括交付金化など大きな改革の中で動向が不透明であるとともに、社会保障と消費税を含む税の一体改革へ向けた取組みなども進行中であり、今後の地方自治体への具体的な影響を把握できる状況ではなく、見通しを立てることが非常に困難な状況にあります。

また、平成23(2011)年3月に起きた東日本大震災が本市の財政状況にどのように影響するか懸念されます。

推計では、平成24(2012)年度から27(2015)年度の4年間で約74億円の財源不足が見込まれています。

財政の見通し（平成23年8月現在）

年 度		現年度	今後4年間				4年間合計
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	市税	277.98	275.55	275.60	279.68	275.73	1,106.56
	市債	15.16	8.36	5.86	12.63	4.66	31.51
	国庫支出金	74.08	77.66	77.14	81.58	78.44	314.82
	都支出金	62.95	63.15	62.14	60.71	60.31	246.31
	その他の収入	50.01	50.75	51.05	51.05	51.05	203.90
	合計 (A)	480.18	475.47	471.79	485.65	470.19	1,903.10
歳出	人件費	95.72	92.43	92.42	90.24	89.20	364.29
	扶助費	129.08	126.53	128.79	131.47	133.34	520.13
	公債費	28.19	27.24	27.51	25.72	21.71	102.18
	物件費	85.59	87.52	88.66	90.54	89.48	356.20
	補助費等	66.46	68.00	69.40	72.57	72.24	282.21
	繰出金	43.51	44.70	46.47	48.06	46.75	185.98
	その他	7.70	5.44	5.44	5.44	5.44	21.76
	普通建設事業	37.15	41.84	29.95	45.91	26.55	144.25
	合計 (B)	493.40	493.70	488.64	509.95	484.71	1,977.00
歳入歳出差引額 (A)－(B)		-13.22	-18.23	-16.85	-24.30	-14.52	-73.90
財源対策		13.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
財源不足額		0.00	18.23	16.85	24.30	14.52	73.90



《今後 4 年間の財政見通しの概要説明と課題》

◆恒常的に続く財源不足

現在の歳入の状況から今後の市税収入や各種収入を推計し、現在の行政サービスを維持した場合、社会保障関係費の自然増等を考慮すると、今後 4 年間に約 74 億円の財源不足が見込まれています。この財源不足の状況は短期的なものではなく、今後恒常的に続く見込まれることから、これまでの財政運営では立ち行かない状況です。

歳入では、本市の人口構成の特性や現下の経済情勢から、今後の個人市民税の増加は期待しにくい状況であり、景気の動向に左右される法人市民税も先行き不透明な状況です。平成 23 年度の当初予算では財政調整基金から繰り入れした結果、残高が 6 億円まで減少するとともに、前年度に続き赤字補てんとしての臨時財政対策債の借入れをしなければならない状況となりました。なお、臨時財政対策債は、不交付団体に対し今後 3 年間で段階的に配分しない制度に移行する見込みであり、不交付団体である本市にとっては、歳入歳出における収支の均衡を確保する上で、より厳しい財政運営が強いられます。

歳出では、職員給与構造改革などによる人件費と公債費の減少は見込まれるものの、市の重点施策である保育所の待機児童対策をはじめ、生活保護費、障害者自立支援関連などのセーフティネットに係る経費や介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の自然増、公共施設等の維持保全経費の増加が見込まれます。また、国の地域主権戦略大綱に基づき、今まで東京都が行ってきた事務の一部が市に移譲されることにより、業務量はさらに増える見込みです。

このことから、歳入に見合った歳出構造へ転換し、持続可能な財政構造をしっかりと構築していくことが急務です。

◆歳入

(1)市税

企業誘致奨励制度による企業立地の支援や雇用の創出、産学官の連携による創業支援を行っていますが、長引く景気低迷の中、ここ数年間は個人市民税及び法人市民税は減少傾向にあります。今後は、納税額の多かった世代層が退職期を迎え、次の世代層は人口そのものが少ないといった多摩市の人口構成の特徴から、大幅な税収増加は望めない状況です。

(2)市債

公共施設の整備や建替えの際、世代間の負担の公平性という観点から、地方債を借入れています。推計にあたっては、普通建設事業に係る起債のみを計上し、赤字補てんとしての臨時財政対策債は見込んでいません。

(3)国庫支出金・都支出金

生活保護費や保育所の待機児童対策などによる歳出の増加に連動することから増加傾向にあります。なお、国庫支出金においては、「一括交付金化」への動向や「子ども手当制度」が未だ不透明であることから、現行補助制度に基づき推計しています。

(4)その他の収入

地方消費税交付金などの各種交付金については、今後も増収は見込めない状況にあります。推計にあたっては、制度が終了する予定の交付金は見込んでいません。

使用料・手数料については、現状のまま推移するものと推計していますが、公共施設の使用料については、施設の維持管理経費をはじめ老朽化対応に多額の経費が必要となることから、適正な受益者負担に向けた見直しが必要であり、一定額を見込んでいます。

◆歳出

(1)人件費

今後、職員の平均年齢を押し上げている世代が大量に退職することから、人件費については減少傾向にあります。また、業務の執行体制の見直しにより、総人件費の抑制に努めます。

(2)扶助費

景気低迷の影響から今後も生活保護費の増加をはじめとして、保育所の待機児対策に伴う保育所運営費等や障害者自立支援法の障害福祉サービス費が増加していくことが見込まれます。

(3)公債費

ニュータウン開発に伴い学校建設などで借り入れた多くの地方債の償還が順次終了していくことから、引き続き減少していきます。

(4)物件費

これまで様々な削減努力により減少傾向でしたが、今後は業務の一部委託化やIT関連機器類のリース料等の増加により、総体的に増加傾向となることが予測されます。

(5)補助費等

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では判断できないものが約1/3を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金等も市民生活に関係が深く公益性があるものですが、今後は市の単独補助制度の見直しが必要です。

(6)繰出金

特別会計への繰出金については、増加傾向にあります。特に、国民健康保険特別会計における赤字補てん分の繰出しが大きな要因となっています。特別会計は、本来独立採算を原則とする会計であることから、税負担の公平性の観点からも給付と負担の適切なバランスのとれた運営が必要です。

(7)普通建設事業費

普通建設事業費については、将来の財政負担を考慮して新たな公共施設の建設は極力抑えていきます。一方、小中学校の施設が建設後30年を迎えるとともに、市域の6割を占めるニュータウン開発に伴い高い水準で整備された多くの公共施設や道路、公園、下水道が一時期に更新の時期を迎えることから、計画的に平準化した更新とともに、公共施設の縮減を図っていくことが重要です。

【用語解説】

市税：市民税（個人市民税・法人市民税）、固定資産税（国有資産等交付金・納付金を含む）、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税

市債：特定の用途にあてる目的で借り入れる資金のこと

その他の収入：地方譲与税、地方交付税、使用料・手数料、国・都支出金、諸収入等

財源対策：財源の不足を補うための対策としての基金からの繰入れ

人件費：職員の給与や委員等の報酬等

扶助費：社会保障制度の一環として生活困窮者、障がい者等に対してその生活を維持するために支出される経費

物件費：消費的な経費で、臨時職員の賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など

補助費等：補助金や交付金、一部事務組合への支出など

繰出金：後期高齢者医療や国民健康保険、介護保険、下水道などの特別会計への補てん支出

普通建設事業費：施設建設や道路・橋りょうの新設など、長期間にわたってその効果が持続する経費

《目指すべき財政の姿に向けて》

今後も極めて厳しい財政運営が見込まれることから、限られた財源の中で本計画を最大限推進していくために、行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組んでいきます。また、「計画の実現に向けて」における様々な改革やその取組みを進めるとともに、持続可能な財政構造を構築するために、新たな（仮称）経営改革推進計画を策定し推進していきます。取組みにあたっては、下記の視点に基づき進めます。

また、今後の多摩市の行財政を展望するため、中期的な財政の見通しを毎年度、更新しながら、事業や施策を選択し、その情報を提供していきます。大きな財源を伴う施設整備等の計画については、優先度を明確化していきます。

- 1 健全な財政運営の確保（基本的な視点）
 - (1) 堅実な財政運営と収支の均衡の確保
 - (2) 弾力性のある財政構造
 - (3) 適正な行政水準の確保（市民生活の向上や地域経済の発展など）
- 2 持続可能な財政構造の構築（今後の重要な視点）
 - (1) 歳入歳出両面における行財政改革の取組み
 - (2) 少子・高齢社会に対応できる財政構造の構築
 - (3) 公共施設や都市基盤の更新時期に対応できる財政構造の構築
 - (4) 市民協働のさらなる推進

《大きな財源を伴う施設整備等》

今後4年間に大きな財源を伴う計画的な対応が必要な施設整備等は、次の一覧表のとおりです。

厳しい財政状況の中にあっても、中期の財政見通しを立てながら、優先性の高い事業は特定財源の確保を図りながら、積極的に取り組んでいきます。

なお、本計画は毎年更新していくものであり、平成24年度以降は流動的な要素を含んでいるため、今後も事業の進捗状況等に応じた時点修正を行っていくものです。

大きな財源を伴う施設整備等一覧

《優先度についての基本的な考え方》
 優先度A: 政策的に実施が確認されているもの等
 優先度B: 政策的な方向性は確認されているが、事業内容や財源の精査が必要なもの等
 優先度C: 建設事業等の政策的な方向性が確認されていないもの等

(単位:億円)

施策名/事業名	事業内容						総事業費 (一般財源)	備考	優先度
(担当課)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)				
A1-1 子育て家庭への支援									
認可保育所整備事業 (子育て支援課)	認可保育所を整備することにより保育所待機児童の解消を図る						5.1 (1.4)		23・24年度はA 25年度以降はB
	既存保育園の大規模改修(2園)	→							
児童クラブ整備事業 (児童青少年課)	児童クラブの待機児解消と入所児童数の緩和を図る						1.9 (0.7)		23年度はA 24年度はC
	(仮称)諏訪第二	(仮称)第一小							
A2-3 健康教育と環境教育の推進									
学校統廃合による大規模改修 (教育振興課)	学校の一定規模・適正配置等に伴う大規模改修を進めることにより教育環境を整備する						42.8 (15.9)	東寺方小は増築工事を含む大規模改修	貝取小・豊ヶ丘小はA 第二小・東寺方小はB
	貝取小 (南豊ヶ丘・南貝取)	→							
	(工事等)	(工事等)	(備品等)						
	豊ヶ丘小 (北豊ヶ丘・北貝取)	→							
	(工事等)	(工事等)	(備品等)						
	第二小	→							
体育館耐震補強工事	→								
(実施設計)	(実施設計・工事)								
校舎増改修工事	→								
(基本実施設計等)	(基本実施設計等)	(増築・改修工事等)	(増築・改修工事等)						
東寺方小	→								
(基本実施設計等)	(基本実施設計等)	(増築・改修工事等)	(増築・改修工事等)						
A2-3 健康教育と環境教育の推進									
保全計画に基づく学校の大規模改修 (教育振興課)	施設保全計画に基づき、学校の大規模改修を順次実施する						6.2 (2.1)		愛宕地区はB その他はA
	諏訪中	→							
	(基本実施設計)	(基本実施設計)	(工事)	(工事)					
	北諏訪小	→							
(基本実施設計)	(基本実施設計)								
南鶴牧小	→								
(基本実施設計)	(基本実施設計)								
愛宕地区小学校	→								
(基本実施設計)	(基本実施設計)								

(単位:億円)

施策名/事業名		事業内容							総事業費 (一般財源)	備考	優先度
(担当課)		H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)					
A2-3 健康教育と環境教育の推進											
学校冷房機 設置 (教育振興 課)	全普通教室へ冷房機を設置し教育環境の整備を図る										
	設置工事 (小学校)	→						7.4 (0.8)		A	
	設置工事 (中学校)	→									
C2-1 市民の文化・学習・スポーツ活動の振興											
複合文化施 設維持補修 事業 (文化スポ ーツ課)	パルテノン多摩の施設・設備修繕										
		建物劣化診 断	大ホール客 席イス交換					2.4 (2.4)	29年度に 築30年を 迎える	B	
		エレベータ更 新工事									
		小ホール客 席イス交換									
総合体育館 大規模改修 (文化スポ ーツ課)	施設の老朽化対応による大規模改修工事										
		工事	工事					10.0 (2.5)	24年度に 国体プレ 大会、25 年度に国 体開催	A	
E1-1 減災・防災のまちづくり											
防災拠点と しての庁舎整 備 (総務契約 課)	防災拠点としての庁舎整備のために基金を積み立てるとともに、東日本大震災の影響を踏まえ庁舎整備に向けた具体的な取り組みを行う										
	基金積立	基金積立	基金積立	基金積立	基金積立	基金積立	基金積立	4.8 (4.8)		A	
雨水排水樋 管改修事業 (下水道課)	防災対策として、小河原及び東寺方の雨水排水樋管の改良工事を実施する										
	小河原	→	東寺方	→				11.5 (6.2)		A	
E2-1 充実した都市機能の維持・更新											
庁舎維持保 全事業 (総務契約課)	庁舎機能維持のための改修等										
	諸工事	電気・空調設 備更新 (基本設計)	→		(実施設計)	(工事)		4.3 (4.3)		B	
E2-1 充実した都市機能の維持・更新											
既設橋の保 全及び長寿 命化修繕計 画策定 (道路交通課)	季節橋りょうの定期点検、補修、補強、耐震補強の設計、工事及び長寿命化計画策定										
	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	9.7 (6.0)		B	
	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事				
	長寿命化修 繕計画策定										

(単位:億円)

施策名/事業名 (担当課)	事業内容						総事業費 (一般財源)	備考	優先度
	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)				
E2-1 充実した都市機能の維持・更新									
住宅市街地 総合整備事業 (都市計画課 ほか)	住宅市街地総合整備事業における諏訪・永山地区の都市基盤整備								
	ペデ改修測 量設計	ペデ改修設 計	ペデ改修	ペデ改修	ペデ改修		20.4 (6.2)		B
	ペデ橋改修		EV設置設計	EV設置設計	EV設置				
	公園改修測 量設計	公園改修設 計	公園改修	公園改修	公園改修				
		児童館改修 設計	児童館改修						
		複合施設改 修設計	複合施設改 修設計	複合施設改 修	複合施設改 修				
			駐輪場設置						
E2-2 安全でゆとりある道路網の整備									
橋りょう新設 事業 (道路交通 課)	既設橋の拡幅によりボトルネックの解消を図り、快適な移動環境を実現する								
	工事等	移転補償費 算出等	移転補償費 算出等	用地買収 等	用地買収等		2.8 (1.9)		23年度はA その他はB
市道2-1号幹 線拡幅歩道 整備事業 (道路交通 課)	市道2-1号幹線の拡幅歩道整備(第1期 延長:550m 幅員:12m 歩道:2.5m×2)								
	用地買収						3.1 (1.9)		B
	暫定工事								
	測量等								
E2-3 地域性を活かしつつバランスのとれた交通体系の構築									
駐輪場の整 備 (交通対策担 当)	駐輪場整備計画の策定及び計画に基づく駐輪場整備								
	駐輪場整備 計画策定	駐輪場整備計画の年次計画に従い順次整備を行う						未定	
E2-4 良質な住環境の確保の推進									
優良建築物 等整備事業 (都市計画 課)	諏訪2丁目住宅の建替え支援								
	権利調整 建物除却	建替え	建替え				12.8 (3.2)		A
F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出									
緑地の買収 (みどりと環 境課)	都市計画手法や緑化基金等を活用して緑地の保全を進める								
	和田緑地	原峰緑地	鶴牧西公園				5.1 (3.5)		23年度は A、24年度 原峰はA、 連光寺は B、25はA
	とりで公園	連光寺地区 計画公園							